

令和6年11月29日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-KI-016	ICカード身分証管理システム等の運用支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年3月3日 至：令和8年1月30日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年1月24日（金）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
11. そ の 他
- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - （4）入札に関する条件 仕様書2.7に定める本業務の実施体制並びに仕様書6e)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年12月13日（金）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
 - （5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月22日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - （6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕様書			
件 名	ＩＣカード身分証管理システム等の運用 支援役務	作成年月日	令和 6 年 1 1 月 2 1 日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1. 総則

1.1 適用範囲 本仕様書は、ＩＣカード身分証管理システム及び電子政府に関する業務（以下「本システム等」という。）の運用支援役務（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 用語の定義 本仕様書で使用する用語及び定義は、別表 1 のとおりとする。

1.3 引用文書等 本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。

a) 引用文書

1) 仕様書等

ア) 仕様書 **ＩＣカード身分証管理システム借上（０１新規）**（以下「**借上仕様書**」という。）

（調達要求番号：５－０１－２００１－００９Ａ－Ａ－０００７）

イ) **ＩＣカード身分証管理システム用システム構成書**（以下「**システム構成書**」という。）

ロ) **ＩＣカード身分証管理システム用操作マニュアル**（以下「**操作マニュアル**」という。）

エ) **ＩＣカード身分証管理システム用運用マニュアル**（以下「**運用マニュアル**」という。）

カ) **職員認証サービス 業務運用マニュアル**（デジタル庁省庁業務サービスグループ作成）（以下「**G I M A 運用マニュアル**」という。）

キ) **e-Gov 行政情報等提供管理サービス操作手引書**（デジタル庁作成）（以下「**e-Gov 操作手引書**」という。）

ク) **L R A 業務管理・システム運用マニュアル**（デジタル庁作成）（以下「**L R A 運用マニュアル**」という。）

ケ) **L R A システム操作マニュアル**（デジタル庁作成）（以下「**L R A 操作マニュアル**」という。）

2) 法令等

ア) **情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**（防装庁（事）第 3 号（31. 1. 9））

イ) **情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**（装プ武第 188 号。（31. 1. 9））

なお、業務の切り分けについては、**借上仕様書**の保守業者と十分調整すること。

2.5.2 電子政府に関する業務

職員及びシステム利用者からの問合せ及び各種依頼の受付・対応を行うとともに、以下の作業支援を行う。

a) 職員認証サービス

G I M A 運用マニュアルに基づき、**職員認証サービス**のXMLデータによる利用者認証情報の一括登録、更新等の支援を行う。

b) e - G o v

e - G o v 操作手引書に基づき、行政手続案内、組織・制度の概要案内、窓口システム管理及びパブリックコメント案内等についての作業の支援を行う。

c) 政府認証基盤データ作成支援

L R A 運用マニュアル及び**L R A 操作マニュアル**に基づき、官職証明書及び利用者証明書等の発行及び失効手続きに関するデータ入力等についての作業の支援を行う。

2.5.3 手順書の修正・追加 規則の改正及び運用の変化に伴い発生する**システム構成書**、**操作マニュアル**及び**運用マニュアル**の改訂・追記について、修正・追加を実施するものとし、版数管理を実施する。

2.6 作業報告 **2.5.1** から **2.5.3** 項の各作業について、着手開始から完了までの作業履歴を記録し、作業日報を作成して、官側に日々の報告を実施するものとする。

また、1週間分の日報を取りまとめ週報を作成し、官側に報告を実施するものとする。

2.7 本役務の実施体制 契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が **3.2 項 d)** に示す資格を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3. 契約相手方の要件等

3.1 契約相手方の要件 契約相手方は、**情報セキュリティ通達**の「調達における情報セキュリティ基準」適合者であることを証明すること。

3.2 役務従事者の要件

- a) 本システム等の環境、操作及び運用方法を十分理解した上で、作業にあたること。
- b) **1.3 項**の「引用文書等」に挙げる防衛情報通信基盤等の本システム等に係る仕様書及び関係規則等を十分理解した上で、作業にあたること。
- c) 以下に示す能力を有すること。

- 1) 官側との円滑なコミュニケーションをとれる能力（電話，メール）
- 2) 役務内容を確実に記録し，報告できる能力
- d) 次のいずれか一つ以上の資格を有していること。また，それを証明する書面（認定証等）の写しを提出すること。
 - 1) 日商 P C 検定試験（3 級以上）
 - 2) マイクロソフトオフィススペシャリスト
 - 3) 情報処理技術者試験（I T パスポート以上）
- e) 日本国籍を有していること。

3.3 役務従事者等の管理

- a) 役務管理者は，必要に応じて役務従事者の監督及び指導を行うこと。
- b) 役務管理者は，十分な役務経験を有することとし（5 年以上），日本国籍を有していること。また，それを証明する書類を提出すること。
- c) 役務管理者は，役務従事者とともに本システム等を十分に理解し，システム上の不具合等に際し，役務従事者の支援を行うことができること。必要に応じて，官側が主催するシステム保守に関する会議に出席し，運用役務を円滑に執り行うことができること。
- d) 役務管理者は，週に 1 回，役務従事者のシステム管理者への報告に同席するとともに，システム管理者との連絡・調整を行うこと。

3.4 役務従事者の変更の届出 契約相手方は，役務従事者に異動，退職，長期休暇等が生じ，役務従事者の追加，変更等が必要となった場合には，十分な時間的余裕をもって支出負担行為担当官補助者に連絡し，承認を得るものとする。

3.5 役務従事者の履歴書等の提出 契約相手方は，役務従事者について，履歴書，社員及び日本国籍であることを証明する書類並びに関連する就業規則等をシステム管理者に提出し，確認を得るものとする。なお，役務従事者の交代の場合も同様とする。

3.6 役務管理者の証明書等の提出 契約相手方は，役務管理者について，役務経験及び日本国籍を証明する書類をシステム管理者に提出し，確認を得るものとする。なお，役務管理者の交代の場合も同様とする。

3.7 役務管理者及び役務従事者の交代

- a) 官側が，役務管理者及び役務従事者について当該役務の円滑な運営に支障があると認めた場合，官側は契約相手方に対し，役務管理者及び役務従事者の交代を求めることができる。その場合，契約相手方は他の役務管理者及び役務従事者への交代を行うものとする。
- b) 契約相手方は，役務管理者及び役務従事者が急病等やむを得ない事情により交代させる必要が生じた場合は，官側の承認を得て交代させることができる。
- c) 役務管理者及び役務従事者を交代させる場合は，引き継ぎを十分行うこと。

4. 提出書類 表 1 に掲げる提出書類について，官側の確認を得ること。

表 1

番号	名称	数量	提出期限	備考
1	役務従事者の要件等確認書類	1 部	契約後速やかに 役務従事者変更の都度速やかに	・ 3.2 d) 及び e) 項を証明できる書類 ・ 3.5 項を証明できる書類
2	役務管理者の証明書等	1 部	契約後速やかに 役務管理者変更の都度速やかに	3.6 項を証明できる書類
3	作業日報	1 部	毎日の作業終了時	2.6 項に関する事項
4	作業週報	1 部	毎週行う報告会時	2.6 項に関する事項
5	作業報告書	1 式	令和 6 年度分 R7.3.31 まで 令和 7 年度分 R8.1.30 まで	本役務の実施内容（番号 3 及び番号 4）の総括報告

※ 番号 3 及び 4 は、電子メールによる PDF ファイルの提出も可能とする。

5. 検査 検査は、第 4 項の提出書類に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6. 情報の保全

- a) 本システム等の環境、操作及び運用方法を十分理解した上で、作業にあたること。契約相手方は、本役務の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**に基づき、適切に管理するものとする。細部については表 2 のとおりとする。

表 2

番号	保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
1	ネットワーク構成	ネットワーク構成，配線図
2	インターフェイス（アドレス，プロトコル等）仕様	I P アドレス
3	セキュリティ（ファイアーウォール等）仕様	ファイアーウォール設定値 セキュリティパッチ適用状況 管理者パスワード
4	電子鍵	鍵情報
5	I C カード身分証券面デザイン	身分証明書用府省共通図柄
6	I C カード特別通行証券面デザイン	特別通行証用府省共通図柄

- b) 個人情報の取扱いについては、**個人情報の保護に関する法律**及び契約約款の条項を遵守すること。
- c) 契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**，**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リ**

スク対応のための措置の細部事項について（通知），ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）及びＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）に基づき，サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

- d) 契約相手方が第三者を従事させる場合等の届出については，**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づき，所要の届出を実施するものとする。
- e) 契約の相手方は，本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第２項第１号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては，情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官側に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集，整理，作成等した情報が，保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に，同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
 - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き，契約の相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約の相手方に対し指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

7. 資料の貸与 契約相手方は，**表３**に示す貸付品の他，官の保有する文書等のうち，必要なものについては官と調整の上，無償で貸付け又は閲覧することができるものとする。

表３

番号	品 名	数量
1	システム構成書	1 部
2	操作マニュアル	1 部
3	運用マニュアル	1 部
4	G I M A 運用マニュアル	1 部
5	e－G o v 操作手引書	1 部
6	L R A 運用マニュアル	1 部

7	L R A操作マニュアル	1 部
---	--------------	-----

8. 官側の支援 契約相手方は、本役務の履行に必要な事項において、官側の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合には、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

9. その他

- a) 契約相手方は本役務の履行に際し、システムの運用に支障を与えることの無いよう、官側と調整するものとする。
- b) 契約相手方は、本契約の履行にあたり知り得た本システム等に関する知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- c) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先を含む。）は、本システム等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- d) 本仕様書について疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

番号	用語	定義
1	I Cカード身分証	国家公務員の I Cカード身分証に関する共通仕様等に基づき，国家公務員を対象に発行される I Cカードをいう。
2	I Cカード特別通行証	国家公務員の I Cカード身分証に関する共通仕様等に基づき，国家公務員の I Cカード身分証に関する府省連絡会議で定められた者を対象に発行される I Cカードをいう。
3	パターンファイル	コンピュータウイルスを検出及び駆除等をするのに用いられる既知のデータベース
4	セキュリティパッチ	コンピュータシステムの不具合等に対する修正プログラム
5	ログ	コンピュータシステムで実行された処理や操作の記録
6	システム管理者	本システム等の管理・運用を担当する職員
7	システム利用者	本システム等を利用する職員
8	役務従事者	本役務を実施する者
9	役務管理者	本役務に関する官側との連絡調整及び役務従事者の管理を実施する者
1 0	職員認証サービス	府省共通業務アプリケーション及び個別業務アプリケーションに対し，利用者認証情報・機能を一元的に提供するための基盤をいう。
1 1	G I M A (Government Identity Management for Authentication)	職員認証サービスをいう。
1 2	e - G o v	電子政府の総合窓口をいう。
1 3	政府認証基盤	政府が運用する公開鍵基盤をいう。
1 4	L R A (Local Registration Authority)	府省ごとに設置される府省等登録局をいう。

別表 2

番号	作業項目	内容	対応頻度
1	身分証発行等支援	システム利用者の申請に基づく I C カード身分証及び I C カード特別通行証（以下「I C カード身分証等」という。）の発行支援	繁忙期（3，4 月及び7，8 月）
		発行した I C カード身分証等の防大、防医大及び各地方防衛局への郵送支援	発生の都度
		I C カード身分証等の発行状況一覧表の作成及び管理	発行の都度
		I C カード身分証等の失効情報登録及び解除	発生の都度
		I C カード身分証等の廃止情報登録	発生の都度
		I C カード身分証等のシュレッダーによる物理破棄支援	発生の都度
		有効期限切れの I C カード身分証等の調査及びシステム利用者への連絡	月 1 回程度
2	ユーザ対応	システム利用者からの問合せ及び各種依頼の受付・対応	発生の都度
		システム利用者の登録・削除及びシステム利用者台帳の更新	発生の都度
3	システム管理	不具合等発生時の一次切り分け及び保守への対応依頼	発生の都度
		クリーニングカード又はクリーニングキットによる I C カードプリンタの手入れ	年 1 回程度
		身分証管理サーバのバックアップ稼働状況の確認，ハードウェア等の状態確認，ネットワークの状態確認，ログの確認，ウィルス対策ソフト（パターンファイル）適用状況確認及び入退館ゲートとの連携確認	毎日
		府省間データ交換システムとの連携確認	毎日
4	形態管理	ソフトウェア修正版の適用（官給品を含む）	都度
		セキュリティパッチ等の適用	都度
5	資源管理	関連消耗品の在庫及び数量管理	都度

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和6年11月8日
品名	ＩＣカード身分証管理システム等の運用支援役務	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
ネットワーク構成	ネットワーク構成，配線図	—	
インターフェイス（アドレス，プロトコル等）仕様	ＩＰアドレス	—	
セキュリティ（ファイアーウォール等）仕様	ファイアーウォール設定値	—	
	セキュリティパッチ適用状況	—	
	管理者パスワード	—	
電子鍵	鍵情報	—	
ＩＣカード身分証券面デザイン	身分証明書用府省共通図柄	—	
ＩＣカード特別通行証券面デザイン	特別通行証用府省共通図柄	—	

3 特記事項

なし